



誠信交隣 21

# 縁地連だより

No.17

## NPO法人化で1つ上のステージへ!



NPO法人設立総会



瀬戸内大会



辛基秀基金で作られた縁地連旗

## 朝鮮通信使縁地連絡協議会

---

## 目 次

■はじめに	朝鮮通信使縁地連絡協議会会長	・・・	1
< 縁地連の活動 >			
■朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会 瀬戸内大会を終えて	岡山県 瀬戸内市	・・・	2
■朝鮮通信使を記憶遺産に登録するための取り組み状況について	縁地連事務局	・・・	6
■朝鮮通信使縁地連絡協議会のNPO法人化について	縁地連事務局	・・・	10
< 各地域の活動 >			
■NGOひろしまの活動状況	広島県 NGOひろしま	・・・	15
■海峡のまち下関と朝鮮通信使行列再現事業	山口県 下関市	・・・	17
■大河ドラマの舞台・長浜へ。ながはまの官兵衛 見参!!	滋賀県 長浜市	・・・	18
■大垣と朝鮮通信使	岐阜県 大垣市	・・・	19
■蘭島文化振興財団「松濤園」のご紹介	蘭島文化振興財団	・・・	20
■第4次朝鮮通信使友情ウォーク	埼玉県 21世紀の朝鮮通信使友情ウォークの会	・・・	21
■川越唐人揃いパレード実行委員会からのお誘い	埼玉県 川越唐人揃いパレード実行委員会	・・・	24
< おしらせ >			
■「辛基秀募金」活動報告書	(辛基秀先生ご令嬢) 辛理華	・・・	28
■(財)釜山文化財団からのお知らせ	韓国 釜山市	・・・	30
○編集後記	縁地連事務局	・・・	31
○会員名簿		・・・	34

## はじめに

平和の祭典、ソチオリンピック・パラリンピックの熱い余韻が残るなか、いつしか季節は待望の春となりました。

会員の皆様にはお元気のこととお慶び申し上げます。先ずもって、昨年の第20回全国交流瀬戸内大会も地元、武久市長さんをはじめ、関係各位の温かいおもてなしによりまして無事成功裡に終了しましたことを心から感謝しますとともに厚く御礼申し上げます。



さて、ご承知のように日韓関係は竹島、従軍慰安婦、仏像盗難問題などで一向に回復の兆しが見えない状況でございまして、特に一衣帯水の国境に位置します、我が「対馬」では錯綜する誤報などもあり、日々各種の報道を見逃せない状況が続いています。

このような折ではございますが、日韓の友好交流を正常化するには、まさに上田正昭先生が提唱されます「民際交流」の推進こそが肝要な時代ではなかろうかと考えます。例えばユーロ圏が経済的にまとまり、成功をおさめたのは、当時、隣国同士で紛争の当事者であったドイツとフランスが辛辣なマイナス部分を先送りし、可能 (must) なこと、すなわち身近なことから手がけて (can) いくことで相互理解をはかり今日の繁栄をもたらしました。

「民際交流」の推進、すなわち日韓が共有する「朝鮮通信使」というひとつの有形無形の歴史遺産を日韓双方の民間で磨き上げることで、相互理解へとつながり、更には日韓友好の中核となろうかと考えます。いま、当会の松原一征理事長、釜山文化財団ナム・ソンウ理事長を中心に両国国会議員各位、各県などのご理解も賜りつつ、来たる日韓外交樹立50周年を期に通信使関連遺産をユネスコの世界記憶遺産登録に向けて動き出しました。

恐縮ながら、ご報告も兼ねまして、この第一歩として会員皆様の暖かいご理解にて、本年3月12日京都市において、本会が任意団体からNPO法人へと移行させていただきましましたことは大きな意義があるものと期待いたしています。

東京の新大久保駅で我が身をかえりみず、線路に落ちた日本人を救おうとして亡くなられた韓国人留学生；李秀賢さんの父；李盛大さんは、昨年、息子の13回忌で釜山から来日のおり「政治はいつか変わります。私たち市民同士は政治とは離れたところで、お互いを柔らかい思いやりのある気持ちで見るべきではないでしょうか」と民際交流の核心を述べられましたことは記憶に新しいところでございます。

いずれにいたしましても、今後の日韓交流は多くの「民際交流＝毛細血管」が増えることこそ大切なことと存じます。縁地連が、先進的なモデルとして、その先頭に立つべく、一致団結のもと、今後とも、なお、一層のご支援とご理解を賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

おわりに皆様のご健勝ならびに益々のご活躍を祈念いたしまして結びとさせていただきます。今年も川越でおあいしましょう。

2014年3月

朝鮮通信使縁地連絡協議会

会長 財部能成

## 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会 瀬戸内大会を終えて

2013年11月2日（土）・3日（日）に開催いたしました「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会瀬戸内大会」には、国内外からたくさんの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

全国交流会の開催に合わせて、観光展や写真展などを行うとともに、市民団体と連携して同時開催した朝鮮通信使行列の再現などを通じて、より多くの方に朝鮮通信使を知っていただく機会となりました。

日韓情勢が厳しい中、こういった地道な交流と連携を続け、発信していくことで、若い世代をはじめ多くの方々に朝鮮通信使の歴史的意義を知っていただき、日韓友好の絆を深めていくことが大切だと感じました。

以下、瀬戸内大会の概要及び関連行事をご紹介します。

### 【11月2日】

#### 朝鮮通信使縁地連絡協議会理事会・総会

平成24年度の事業報告・決算報告、平成25年度の事業計画・予算、縁地連のNPO法人化、世界記憶遺産に登録するための活動についての審議があり、承認されました。



#### 全国交流会瀬戸内大会

大会実行委員長、縁地連会長のあいさつのあと、縁地連加盟自治体・団体の紹介を行い、全国交流会を開会しました。

#### ■記念講演

牛窓「朝鮮通信使関連史跡」

～ユネスコ世界文化遺産の登録を目指して～

就実大学教授 賈 鍾 壽 氏



## ■日韓芸能交流

地元小学生や韓国密陽市中学生などによる、様々なステージ発表が行われ、市民の皆さんや全国からの参加者に楽しんでいただきました。



牛窓東小学校「糸操り人形劇」



牛窓西小学校「サムルノリ」



牛窓西小学校「プチェチュム」



牛窓北小学校「合唱・リコーダー奏」



韓国密陽市「サムルノリ」



唐子踊保存会「唐子踊」



名刀太鼓「名刀太鼓」

## ■閉会行事

酔聖会ウィンドプラスの演奏後、下村正勝氏とともに会場参加者全員で大会歌『AGAIN』を合唱し、全国交流会を閉会しました。

## 交流晩餐会

大会終了後、交流晩餐会が開催され、密陽市中学生による密陽アリランでは、会場が一体となって盛り上がり、楽しい晩餐会となりました。



瀬戸内市長の武久顕也氏から川越唐人揃いパレード実行委員会代表の江藤善章氏へ大会旗の引き渡し。

【11月3日】

**フィールドワーク**

地元観光ボランティアガイドの案内で本蓮寺や海遊文化館、しおまち唐琴通りなど朝鮮通信使の寄港地牛窓に残る史跡を巡りました。  
多数ご参加いただきありがとうございました。



**日韓芸能交流**

大会2日目の日韓芸能交流は、あいにくの雨模様となってしまいましたが、瀬戸内市産業まつり「キラリンフェスティバル」の会場ということもあり、観客の皆さんは、地元グルメを満喫しながら、韓国伝統芸能や唐子踊、名刀太鼓を楽しんでおられました。

**【同時開催した「瀬戸内牛窓国際交流フェスタ」、「キラリンフェスティバル」】**

市民団体が主催する「瀬戸内牛窓国際交流フェスタ」では、朝鮮通信使行列の再現を行い、本蓮寺での国書交換式では、あらゆる困難を乗り越えてお互いの友好を育むことを誓い合いました。



瀬戸内市産業まつり「キラリンフェスティバル」では、地元食材を使ったグルメコンテストや地元の新鮮な野菜や果物、魚介類などの販売が行われ、縁地関係者をはじめ多くの来場者で賑わいました。



◆関連事業

\*朝鮮通信使ゆかりのまち観光展（10月29日～11月10日）

緑地間の観光交流の促進と情報の発信、PRのため、ポスターやパンフレットの展示を行いました。出展にご協力いただきありがとうございました。

\*韓国密陽市紹介写真展（10月29日～11月10日）

朝鮮通信使の礎を築いた松雲大使の生誕地であり、瀬戸内市と友好交流協定を締結している韓国密陽市を紹介する写真展を開催しました。

\*辛基秀ドキュメンタリー映画（10月29日～11月3日）

朝鮮通信使の歴史的意義の伝承と日韓友好への理解を深めてもらうため、辛基秀氏のドキュメンタリー映画の上映を行いました。

\*日本の文化展（11月1日～11月2日）

日本文化に触れる文化展を開催し、書道、華道、絵画、陶芸、菊などの展示を行いました。

\*おもてなしお茶席（11月2日）

全国から参加していただいた来場者に「おもてなし」の心で接待し、お茶を楽しんでいただきました。

\*横断幕作成

邑久高等学校美術部員デザインの横断幕を作成し、朝鮮通信使行列の場で、善隣友好のメッセージを発信しました。



◆最後に…

今回の大会の開催にあたり、準備から運営までご指導や温かいご支援をいただいた韓国関係機関の皆様をはじめ、緑地関係者の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、次回開催される埼玉県・川越大会のご盛会をお祈りいたします。

## 朝鮮通信使を記憶遺産に登録するための取り組み状況について

報告：縁地連事務局

昨年から朝鮮通信使を記憶遺産にするための活動が日韓両国で始まっています。その活動状況について報告いたします。



移転した釜山文化財団の会議室での協議の様子

### 1. 長崎県の支援

縁地連の事務局が対馬市にあることから、その活動に長崎県が後押ししていただけることになりました。

(2014年度4月に協定書締結)

よって、長崎県がいろいろな活動に協力していただいております。予算的にも来年度からは本格的に支援体制が整ったとのことで、来年度から始動します記憶遺産の推進部会に助成いただくことになっており、アドバイザーとしても参加していただきます。

### ■縁地連の記憶遺産登録推進活動のあゆみ

#### <2013年>

- 6月12日 文科省・文化庁を訪問（縁地連・長崎県）  
→長崎県から世界記憶遺産登録に関する政府施策要望書を提出
- 6月 5日 長崎県が行った宮城県（慶長遣欧使節団）、田川市（山本作兵衛）視察内容の説明と今後の活動について協議
- 7月～8月 朝鮮通信使関連資料のデータベース入力作業
- 10月10日 文部科学省及び朝鮮通信使交流議員の会（西村事務局長）への訪問（縁地連・長崎県）
- 10月18日 松原理事長、中尾研究会会長、阿比留事務局長と長崎県関係部署との登録推進事業について協議
- 11月 2日 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会瀬戸内大会にて縁地連のNPO法人化及び記憶遺産登録推進について専門部会設置及び学術検討委員会設置を承認

#### <2014年>

- 1月21日 縁地連、長崎県、研究部会で三者会議を行い、今後の大まかなスケジュール、専門部会の構成、学術検討委員会の構成について協議
- 2月13日 第3会理事会を開催し、NPO法人化及び記憶遺産登録推進事業について協議
- 3月 4日 釜山文化財団を訪問し、基本的な事項の確認とこれからの活動計画について協議
- 3月12日 NPO法人設立総会にてこれまでの活動状況について報告



## 2. 記憶遺産登録推進部会の発足準備

11月に開催しました「ゆかりのまち全国交流会瀬戸内大会」の総会の折に決議されました自治体で組織します「記憶遺産登録推進部会」については、「対馬市、下関市、長浜市、近江八幡市、壱岐市」の5団体で組織することになりました。また、アドバイザーとして長崎県と文科省（文化庁）に加わっていただく予定です。

活動予算も、対馬市から200万円、長崎県から200万円、その他の市から30万円ずつ負担していただき、総額で520万円を確保することができており、4月～5月の発足に向けて準備を進めて行く予定です。

また、朝鮮通信使地域史研究会の仲尾会長を中心とした学術委員会も組織することが決議されており、専門家の方々への打診を2014年度の4月から開始する予定としております。

## 3. 釜山文化財団との協議内容

### (1)確認事項

#### ①共同申請と共同歩調の確認

- ・縁地連は、日韓共同申請を行うことにこそ大義があり、これを大前提としてこの事業に取り組んでいる。（両国間の共同申請であれば国の申請枠にとらわれず申請可能で、ユネスコも推奨していることから付随した優位項目である。）よって、申請までは連絡を密にし、共同歩調をとりながら事業を進めていくことは至極当然のことだと考えている。

→同感である。平和のメッセージを伝えることができる（文化財団）

#### ②政府間の状況にかかわらず、推進することの確認

- ・現在、日本と韓国は政府間において膠着状態が続いており、共同申請を両国間で行うことは非常に困難であると考えられます。よって、政府間の状況にかかわらず、釜山文化財団と縁地連での共同申請を視野に入れながら事業を推進したいと考えています。

→民間レベルで申請が可能か確認したい（文化財団）

→可能であることを確認している（縁地連）

→政府間を前提としていた。民間レベルは早くなるが予算の問題がある（財）

#### ③釜山市、韓国政府、長崎県、日本国政府との連携・連絡状況の確認

- ・縁地連においては、長崎県の支援をいただきながらこの事業を推進します。



- ・長崎県と縁地連は文科省・文化庁と連絡を密にしながら事業を推進します。
  - ・日本の朝鮮通信使交流議員の会と連携して事業を推進します。
    - 外交部、文化財庁との協議もだが、まずは釜山市の支援をいただく(財)
    - 日本と同じ形を作っていく、一緒に推進したい(財)
- ※3月12日に韓国の文化体育観光部を訪問し、内容を伝え承認を得た(財)

#### ④日韓双方の国会議員団との調和の確認

- ・昨年11月末日に行われた日韓・韓日議員連盟合同総会での共同声明の7項目に世界遺産登録に協力すると記載され決議された。
  - 今後の連携として、5月の朝鮮通信使祭りに河村会長、奥野副会長、谷川幹事長、西村事務局長を案内してはどうか?
  - 交流議員の会の要請があれば、記憶遺産登録に関するセミナーを開催する。

#### (2)今後の取り組み内容とスケジュール

##### ①申請の想定時期は?

- ・縁地連としては2016年3月申請を想定して作業を逆算的に進める予定。
  - 目標として承知した。(財)



##### ②具体的な取り組み体制とスケジュール案

- ◆縁地連内に4月から**記憶遺産登録推進部会**を立ち上げ事業を推進する。
  - 部会名は日韓共通としたい。(財)
- ◆専門家による**学術委員会**を別途組織し、ストーリーの作成、資産リストの選定基準の設定及び資産の選定作業を行う。

##### ③構成資産のイメージ(資産リスト)

- 基礎調査によるデータベース登録資産の精査
  - ・各資産の重要文化財等指定状況の確認作業(登録推進部会)
- 基準の設定(一定の歯止め、適正な管理・保存が条件)
  - ・学術委員会で検討していただくことになるが、資料が膨大にあるため、国指定ないし県指定の重要文化財を基準として構成することになると予想される。
    - (例:国書、書契、宗家文書、雨森芳洲文庫、通信使絵巻…等)
    - 外交文書、通信使登録(報告文書)、使行録、国書の関連史料、筆談唱和集等(財)

##### ④合同会議・国際シンポジウムの開催について

- 学術委員会の申請のストーリー・構成資産について、韓国側の専門家との

合同検討会議を12月～2月ぐらいに開催したい。

- もっと早期に最初の合同会議を開き、双方の意思の確認をした方がよい(財)
- 承知した(縁地連)

○長崎県が計画している国際シンポジウム(長崎市)に共催として参加して頂きたい。開催時期は11月下旬～1月下旬になる予定。

・西洋研究者の招聘する予定(例:ロナルド・トビ氏)

- それ以外にも人選できないか? 2人ぐらいいた方が客観的な意見が得るのではないか? 例えばユネスコの担当委員を招いてアドバイスして頂いた方が戦略的にいいのでは?(文化財団)

⑤その他

○2015年の日韓国交正常化50周年の記念イベントの計画は?

- いろいろ検討しているが、具体的な案はまだない。(文化財団)

◆2014年度の記憶遺産推進事業スケジュール

月	内 容	場 所	主 管
4～5	第1回理事会(5月中旬) 記憶遺産登録推進部会設立(同日開催) 学術委員会(仮称)設立(同日開催)	長浜市	縁地連
6～7	日韓合同学術委員会② 縁地連のNPO法人登記	東 京 長崎県	縁地連 縁地連
8	下関馬関まつり・学術委員会③(翌日開催)	下関市	縁地連
9			
10			
11	朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会川越大会 記憶遺産登録推進部会②(翌日開催) 日韓合同学術会議④(翌日開催)	埼玉県川越市	縁地連
12～1	記憶遺産国際シンポジウム(未定)	長崎市	長崎県・縁地連
2	学術委員会⑤	近江八幡市	縁地連
2			

(追記) 3月24日文科省の担当の協力官から記憶遺産の進捗状況について直接問い合わせがありました。折しもオランダ・ハーグでの日米韓首脳会議が予定されている前日です。「朝鮮通信使の記憶遺産登録」は韓国との関係改善の糸口になり得ます。何かのタイミングでそのような話題提供があったときに対応できるようにとのことだと思われます。来年は日韓国交正常化50周年にあたり、政府もこのような文化的な材料を揃えているように思われました。

## 朝鮮通信使縁地連絡協議会のNPO法人化について

懸案事項でありましたNPO法人化がいよいよ実現いたします。

今年度最初の理事会において「ユネスコ記憶遺産登録推進事業や、日韓国交正常化



50周年記念イベント」を取り組むなら、早急にNPO法人化する必要があるという意見が出され、全員が賛同しました。

<設立までの経緯>

### ◆2013年11月2日（瀬戸内市）

瀬戸内大会の総会で、NPO法人化する意向を発表し、その大まかな内容と定款案を示しました。

### ◆2014年2月13日（岡山市）

第3回理事会において、設立趣旨書、定款、確認事項、役員の選任、事業計画書、活動予算書、設立代表者と権限委譲などの議案討議を行い、設立開催日と会場および設立総会時の役割分担について協議しました。

### ◆2014年3月12日（京都市）

NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会設立総会を開催。次ページ掲載の設立趣旨書および定款が承認されました。また設立代表者を松原理事長に決定し、申請の権限委譲についても承認されました。

また、スローガンとして、次の3項目が決議されました。

1. 朝鮮通信使を通じ世界平和を希求しよう
2. 朝鮮通信使を次世代に伝えよう
3. 朝鮮通信使の世界記憶遺産登録を目指そう

### ◆今後の予定

- ①4月に理事役員の承諾書および住民票の徴収
- ②4月中に長崎県（所轄庁）への申請
- ③設立認証後に実態確認等
- ④7月～8月認定、登記



- ・開会挨拶をする松原理事長
- ・議長は瀬戸内市の坪井部長

◆設立総会で承認された設立趣旨書

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

江戸時代、日本と朝鮮王朝は争いのない平和な時代を送りました。その象徴が「朝鮮通信使」であります。現在のグローバル化する世界の中で、東アジアの安定は社会の繁栄において最優先されるものであります。

そこで日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」に光を当て、それを支えた“誠信交隣”の精神を永く後世に伝え、文化交流による両国民の理解を深めたいと考えています。

朝鮮通信使縁地連絡協議会は、朝鮮通信使にゆかりのある地域（縁地）に残る朝鮮通信使関連歴史資料等の調査・研究を通して関連する各種セミナーやシンポジウムを実施し、また、縁地間における情報交換や町興し事業など文化経済交流事業支援を展開しています。2012年からは朝鮮通信使をユネスコ遺産登録するための活動も開始しています。

交流事業を通して、21世紀の“アジア太平洋時代”とりわけ“日韓新時代”の重要性を見据えた広域的な縁地間の連携を強めるとともに“アジアの共生”の理念から、韓国内縁地との交流も促進し、もって日韓の友好親善に寄与したいと考えています。

このような活動を行うにあたって、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的な信用を得て幅広く活動していくうえで法人化は急務であると考えます。ただし、この会は自治体や公益的な団体が会員として参加しているため、特定非営利活動法人（NPO法人）の設立が望ましいと考えています。

皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

### 2 申請に至るまでの経過

朝鮮通信使縁地連絡協議会は1995年11月に発足以来18年間にわたり「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会」の毎年開催をはじめ、各種フォーラム等を実施し“誠信交隣”の精神をもって朝鮮通信使の普及に努めてきました。

2012年からは朝鮮通信使をユネスコ遺産登録しようという新たな活動も加わり、NPO法人化し、幅広く寄付や支援を受け入れられる体制を整える必要があると理事会で検討した結果、今回の申請に至りました。

平成26年3月12日

NPO法人 朝鮮通信使縁地連絡協議会

設立代表者 〈住所〉長崎県対馬市厳原町久田道1661  
〈氏名〉松原 一 征

## NPO法人 朝鮮通信使縁地連絡協議会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会という。また略称を縁地連とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県対馬市厳原町国分1441番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」を支えた「誠信の交隣」の精神を広く世界に広め後生に伝えるため、各地に残る朝鮮通信使関連歴史資料等の研究及び各地域での関連振興事業を通して21世紀の「アジア太平洋時代」とりわけ「日韓新時代」の重要性を見据えた広域縁地間の連携を強めるとともに「アジアの共生」の理念から韓国内縁地との交流を促進し、ひいては日韓の友好親善に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)観光の振興を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)国際協力の活動
- (6)情報化社会の発展を図る活動
- (7)経済活動の活性化を図る活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)朝鮮通信使に関連する各種セミナー及びイベント事業
- (2)朝鮮通信使に関する史料、史蹟の調査、資料収集並びに研究事業
- (3)国内縁地間及び韓国との情報交換並びに文化経済交流事業
- (4)ユネスコ遺産登録に関する事業
- (5)上記事業に関する機関誌発行及びホームページ運営等の広報事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人で、正会員の1種とする。また、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 10人以上15人以内
- (2)監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。  
(事務局)

第19条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 職員は、理事長が任免する。

(名誉会長)

第20条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

3 名誉会長は、会議において、この法人の特に重要な事項について意見を述べ、又は助言することができる。

4 前2項に定めるもののほか、名誉会長に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、会議において、この法人の運営について意見を述べ、又は助言することができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 会 議

(種 別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)会員の除名

(5)事業計画及び活動予算並びにその変更

(6)事業報告及び決算

(7)役員の選任及び解任、職務及び報酬

(8)入会金及び会費の額

(9)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)事務局の組織及び運営

(11)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合にお

いて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。  
(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)専門部会に関する事

(2)総会に付議すべき事項

(3)総会の議決した事項の執行に関する事項

(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人をもって表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事

の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
  - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること）
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

## 第6章 専門部会

(専門部会の設置)

第40条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 資産

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2)入会金及び会費
  - (3)寄付金品
  - (4)財産から生じる収益
  - (5)事業に伴う収益
  - (6)その他の収益
- (資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 会計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。  
<省略>
  - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年6月30日までとする。
  - 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成27年3月31日までとする。
  - 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
  - 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正会員
- |       |          |     |    |     |         |
|-------|----------|-----|----|-----|---------|
| (1)団体 | 自治体会員    | 入会金 | なし | 年会費 | 10,000円 |
|       | その他の団体会員 | 入会金 | なし | 年会費 | 5,000円  |
| (2)個人 | 一般個人会員   | 入会金 | なし | 年会費 | 3,000円  |



## NGOひろしまの活動状況

NPO法人NGOひろしま

理事長 村田 民雄

昨年（2013年）11月17日、「2013国際交流・協力の日」の事業の一環として、「NPO法人NGOひろしま」が主催者となり、「朝鮮通信使フォーラム、二国間ユネスコ登録を目指して！！」を実施しましたので、その報告をさせていただきます。この報告に先立ち、「NGOひろしま」が朝鮮通信使縁地連絡協議会の団体会員としてのご承認をいただいたことに対し感謝申し上げます。

まず、「NGOひろしま」と朝鮮通信使との関わりについて、若干のご報告をいたします。

本会の朝鮮通信使への直接的な関わりは、2011年に私と事務局長が釜山の朝鮮通信使歴史館と釜山大学・韓泰文（ハン テムン）先生の研究室にお邪魔したことから始まります。この訪問は「飛び込み」でしたが、釜山文化財団や韓先生に暖かく迎えていただきました。そのご縁で、2012年10月釜山市役所で開かれた「国際シンポジウム」に参加することができました。

このシンポジウムを受ける形で、2013年2月、「朝鮮通信使ゆかりのルートを、国境を超えた世界遺産に！」をテーマに、広島県立歴史博物館（福山市）で「研究フォーラム 朝鮮通信使寄港地の過去・現在・未来」を実行委員会形式で実施しました。さらに、この流れを着実に進めていく



ため、同年11月、広島国際会議場及び平和記念公園で、本会が主催者として「朝鮮通信使フォーラム」を実施したものです。

この朝鮮通信使フォーラムの開催理由ですが、広島市は、下蒲刈を通して歴史的に朝鮮通信使と深い関わりがあると同時に、国際的な平和発信の重要な場であるからです。さらに、被爆という点から考えると、平和公園内にある韓国人原爆犠牲者慰霊碑が象徴するように、日韓の歴史を考える上で、欠かす事のできない歴史的な場所でもあるからです。そこで、駐広島大韓民国総領事館や民団広島県地方本部、朝鮮通信使縁地連絡協議会のご協力をいただきながら、平和記念公園内で朝鮮通信使行列を再現

し、原爆慰霊碑や韓国人原爆犠牲者慰霊碑参拝を実施しました。

この行列及び参拝には、在日コリアンの方々から多くの参加があり、100人規模の行列となりました。この共同での取り組みを通して、「朝鮮通信使ゆかりのルート」のユネスコ登録の運動には、国境を超えた日韓の協力が必要であると共に、在日コリアンの方々との協働も不可欠だと改めて考えた次第です。



行列と参拝の後、朝鮮通信使の研究者や活動団体からパネリストとしてご登壇いただき、朝鮮通信使に関する理解を深めました。韓泰文先生（釜山大学國語国文学科・教授、朝鮮通信使学会・総務理事）、戸田常一先生（広島大学大学院社会科学研究科マネジメント専攻・教授）、阿比留正臣氏（朝鮮通信使縁地連絡協議会・事務局長）、権俊五氏（在日本大韓民国民団広島県本部・監察委員長）からご発言をいただきました。

それぞれのご発言内容は、「朝鮮通信使と韓日文化交流」、「中世における日朝外交、近世における二層式の日朝外交」、「朝鮮通信使縁地連絡協議会の記憶遺産登録への活動状況」、「朝鮮通信使ユネスコ登録と多文化共生」で、多角的な朝鮮通信使理解が深まりました。これに対して、後日参加者から次のような感想をいただきました。

「昨日の4人のフォーラム登壇者の組み合わせは、見事に効果を発揮された印象を強く持ちました。それぞれの方のご発表は、立場が鮮明に表れていて、現在の動きの全体を理解するのに大きな効果があったように思います。日韓二つの国の市民が、ユネスコ記憶遺産の登録に向けた力を合わせて前進しようというプロジェクトは、まさに二国間市民協働というたぐいまれなプロジェクトに育っていると実感できました。」

朝鮮通信使は、韓先生ご指摘のように「東アジアの平和を定着させた象徴的な外交使節団」です。現在の日韓の政治状況から考えると、日韓共同のユネスコ登録は極めて困難なことかもしれません。しかし、だからこそ、「相手に対する無知と偏見を克服し、相互理解の友好関係を形成した国際外交史稀な使節団」（韓先生のレジュメから）としての意義を現代に生かしたいと強く思っています。

## 海峡のまち下関と朝鮮通信使行列再現事業

本州最西端に位置する下関市は、古くから大陸との交通の要衝であり、また朝鮮通信使使節団一行の本州最初の上陸地でもありました。当時朝鮮通信使一行が宿泊した阿弥陀寺（現在の赤間神宮）前には、「朝鮮通信使淹留（えんりゅう）の地」記念碑が建立されています。

平成25年8月24～25日、下関三大まつりのひとつ「しものせき馬関まつり」において、釜山文化財団と合同で「朝鮮通信使行列再現」と「日韓文化交流公演」を行ないました。今回は行列再現事業を実施して10回目の記念の年となりました。

行列再現においては、悪天候のため一部コースのみの実施となりましたが、総勢約250名の方々が行列に参加しました。昨年好評だった下関市と釜山広域市のこどもたちによる「こども通信使行列」を今回も行い、かわいい通信使の出現に多くの皆様からご賞賛をいただきました。

日韓文化交流公演では「釜山・下関ふれあいステージ」と題し、下関市と釜山広域市の文化団体による唄や舞踊、ダンス等魅力あるステージが展開されました。また、豪華賞品が当たる「お楽しみ抽選会」や「朝鮮通信使おもてなし料理」「朝鮮通信使紙人形」の展示、「コリアンフードコーナー」なども実施し、多くの皆様楽しんでいただくことができました。



「しものせき馬関まつり」期間中は他にも様々なイベントを開催しています。

特に「日韓文化交流公演」終了後に開催される下関郷土芸能の「平家踊り」で、数千人を超える踊り手が下関の目抜き通りを埋め尽くす様子は、見るだけでも圧巻で、太鼓のリズムの迫力もあり、「平家踊り」の伝統的な魅力を実感していただけます。

夏休み最後の土日は“海峡のまち下関”で楽しい思い出をつくってみませんか。多くの皆様の下関へのお越しをお待ちしております。

## 大河ドラマの舞台・長浜へ。 ながはまの官兵衛 見参!!

長浜市は滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山地などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川・余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また北国街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北国脇往還、戦国時代を偲ばせる長浜城跡や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺と都久夫須麻神社、向源寺（渡岸寺観音堂）の国宝十一面観音立像をはじめとする数多くの観音が祀られる観音の里など優れた歴史的遺産を有しています。

今年のNHK大河ドラマ「軍師 官兵衛」。

奇抜な策で秀吉に天下を取らせた官兵衛の源流は、北近江・長浜にあり。

官兵衛をはじめ、数多くの戦国武将が志を胸に時代（とき）を駆け抜けた大河ドラマの舞台が長浜にあります。官兵衛の足跡が残る長浜の地で、黒田官兵衛博覧会を開催しています。

「軍師官兵衛」の魅力を紹介する「大河ドラマ館」、官兵衛の主君・秀吉が築城した長浜城がそびえる「歴史館」、秀吉が作った城下町をご案内する「城下まち館」で、「ながはまの官兵衛」をお楽しみください。



# 黒田官兵衛 博覧会

○開催期日：平成26年1月19日（日）～12月28日（日）

○開催会場：

黒田家発祥の地・木之本エリア

大河ドラマ館（戦国きのもと館）

主君・秀吉の城 長浜城下町エリア

歴史館（長浜城歴史博物館）

城下まち館（曳山博物館）

## 大垣と朝鮮通信使

### 1. 奥の細道むすびの地大垣

大垣市は、俳人・松尾芭蕉が紀行文「奥の細道」の旅を終えた「奥の細道むすびの地」として全国に知られており、今でも俳句文化が息づく文化の薫り高いまちです。平成26年には、「奥の細道むすびの地」の一部が「おくのほそ道の風景地 大垣船町川湊」として国名勝に指定されました。平成26年度は芭蕉生誕370年を記念し、芭蕉、奥の細道に関連したイベントを開催します。



国名勝:おくのほそ道の風景地(大垣船町川湊)

### 2. 大垣と朝鮮通信使



毎年5月に360年余の伝統を誇る大垣まつりを開催します。大垣まつりは、10か町が建造した軸(やま)と江戸時代に大垣藩主戸田氏より賜った3両を合わせた全13両の軸が8.8kmにわたり市内を巡行します。10か町の一つである竹島町では、かつて朝鮮軸を曳き回していました。

大垣市は、美濃路の宿場町である大垣宿として栄え、朝鮮通信使も、慶長12年(1607年)・寛永元年(1624年)、明暦元年(1655年)など計10回訪れています。朝鮮軸は、その美濃路大垣宿を通った朝鮮使節の行列を模したもので、正保5年(1648年)に造られたとされています。朝鮮軸遺品は、岐阜県の重要有形民俗文化財に指定され、現在大垣市郷土館において公開展示されています。

### 3. 美濃路大垣宿本陣跡開館

竹島町にある美濃路大垣宿本陣跡の改修が平成25年3月に完成し、完成記念式典では、朝鮮軸遺品の昇竜が屋形後ろに飾られた榊軸が曳かれました。また、平成25年度より朝鮮通信使も通った美濃路街道の整備をはじめ、平成26年度も引き続き街道整備を進めていきます。



## 蘭島文化振興財団 「松濤園」のご紹介

### 《松濤園》



当財団のある呉市下蒲刈町は、呉市との合併前の平成3(1991)年に全島庭園化(ガーデン・アイランド)構想をまとめ島おこしに取り組み、多くの文化施設を設置しました。その中核として平成6(1994)年7月に開館したのが『松濤園』です。今年で20周年を迎えます。瀬戸内海を借景とした庭園内に4つの歴史を学べる展示館があり、訪れる方々に歴史のロマンと癒しの景観を楽しんで頂いています。

松濤園のメインとなる展示館が“朝鮮通信使資料館「御馳走一番館」”です。富山県から移築した明治期の旧家を利用し、館内では日本全国に残されていた朝鮮通信使にまつわる資料を展示しています。また、これらの資料を元に、下蒲刈での宿泊場所周辺である三之瀬御本陣や長雁木(通称:福島雁木)のジオラマ模型や、朝鮮通信使をもてなした饗応料理の復元模型、朝鮮通信使船の10分の1模型などの体感できる展示を行っております。



#### ○平成26年度 展示(予定)

- I期 4/9(水)～6/9(月) 『朝鮮通信使の旅路』
- II期 6/11(水)～8/25(月) 『松濤園 20年のあゆみ』
- III期 8/27(水)～12/1(月) 『日本人の見た朝鮮通信使』
- IV期 12/3(水)～2/16(月) 『朝鮮通信使との交流』
- V期 2/18(水)～4/6(月) 『朝鮮通信使の来日』

### 《朝鮮通信使再現行列》

毎年10月第3日曜日に開催しているイベントです。下蒲刈町の松濤園や蘭島閣美術館が並ぶ石畳道路を、朝鮮通信使や侍に扮した約250人の人々が練り歩きます。今年(2014年)は10月19日(日)に第12回目を開催します。



例年、駐広島大韓民国総領事館や在日本大韓国民団広島県地方本部や多くの団体の皆様のご協力を得ながら町民が一体となり開催しています。

## 第4次朝鮮通信使友情ウォーク

21世紀の朝鮮通信使 友情ウォークの会  
会長 遠藤 靖夫

第4次ウォーク隊は、2013年5月20日午後2時過ぎ、雨上がりの東京・日比谷公園にゴール。ソウル～東京2000キロ（うち歩行距離は1158キロ）の旅を終えた。

長距離組の本隊員は日本の30人と韓国の7人。4月1日にソウルの景福宮から世宗路交差点までサムルノリ（農樂）が先導する再現行列と



出発式では景福宮に勢ぞろい

ともに出発してから50日目である。日本チームの平均年齢は68.5歳。

前回、東日本大震災直後で日本の行程を中止。東京をめざした韓国人隊員には誠に申し訳なかった。従って韓棟基、金重石、金泰昊・金恵京夫妻の4隊員が対馬から参加し、2年越しの念願を達成したことは私たちにとってもすごくうれしいことだった。韓さんは全国農協の副理事長、重石さんが大手銀行役員、金夫妻は大学教授（いずれも現職）で東京にゴールした時は「みんな兄弟のようになりましたね」（韓さん）。1日30キロ超を連続して歩くのは容易ではない。助け合い、励ましあつての日々だが、そこから生れるものは連帯感や同士愛であり「友情」と呼ぶ。

韓国の旅では様々な「出会い」があった。2日目の良才～龍仁は毎回浄土寺が出発会場で、同寺の韓普光住職が旅の安全を祈願してくれる。そこへひょっこり現れたのが元警察庁長官の金硯基氏。昨年、日本で話題になった映画「李芸一最初の朝鮮通信使」の金、韓両氏は韓国側制作委員会メンバーであり、韓住職からこのウォークを聞き、「感激して一緒に歩きに来ました」。日本語を流暢に話す金元長官は隊員たちとも会話を楽しみながら29キロを完歩。「いつか必ず東京まで歩きますよ」と約束して別れたが、神戸の総領事なども務めた親日家で駐日大使の候補者の一人という。

「日本の総領事が来てるよ」。4月20日は釜山（東萊）ゴールの日。出発会場である熊上出張所で隊員が知らせにきた。参加者の列に入っていくと、歩くスタイルをした紳士がいて、名刺をいただく。「在釜山日本国総領事館 総領事 松井貞夫」とあった。松井総領事は25キロを隊員や一般参加者たちと歩いて東萊府東軒にゴール。

「ウォーキングは私の趣味でしてね。」と一言。

東軒の到着式典には釜山広域市の李寧活副市长や白宗憲市議会副議長らが出席し祝辞をいただいた。各地で浴した恩恵やご接待、善意の数々。今回も私たちの身に余る「韓国の旅」であった。



昔の衣装を着た正使らに先導されてソウルを出発

4月22日の対馬から「日本の旅」が始まった。上陸第1歩の対馬市役所で歓迎会。財部能成市長が「仏像の問題で苦慮していますが、こんな時こそ草の根の交流が大切です。日韓の友情を深めながら最後まで頑張ってください」とスピーチ。正直なところホッとした。仏像問題のこじれから対馬の朝鮮通信使行列中止のニュースは韓国内で入手していたからだ。

第1次ウォークの2007年以来、竹島問題や歴史認識問題などで日韓政府の関係はずっとギクシャクしたまま。政府同士がどうであれ、友情ウォークで結ばれた絆は微動だにしないつもりでいた。そんな私たちの背中を財部市長は押してくれた。

その日の夕食会で松原一征理事長から託された「朝鮮通信使をユネスコ登録へ！」が文言の4本のノボリ。1本は東京まで掲げて歩き、他は途上の下関市、鞆の浦、静岡県にそれぞれ託した。ソウル～東京の朝鮮通信使の道は両国の大都市圏をいくつも貫き、マンモス人口ベルト地帯と重なる。ノボリを掲げて歩くことは沿道の何十万、何百万もの市民の目に触れることである。私たちは登録が実現するまで朝鮮通信使のノボリと共に掲げていくつもりである。

エピソードをひとつ。韓国の隊員、金重石さんに高校時代、日本の女子高生の文通相手があった。静岡の清水に住んでいた。旧姓だけが手掛かりのその相手に会えないだろうか…。この話を取り次いで朝日新聞の静岡版に「友情ウォークで来日 韓国の金重石さん 文通相手に会いたい」の見出しが踊った。ほどなく女性が名乗り出て、二



満開の桜を楽しみながら(韓国・慶尚北道)



雪の峠道を慎重に上る(韓国・鳥嶺峠)



# 日韓で文通の男女 半世紀経て初対面



遠藤さん(右)から花束を贈られ、握手する金さん  
=13日、静岡市清水区真砂町、金井三喜雄さん撮影

## 「両国は心開いて」

10代のころに英語で文通していた韓国人男性と静岡市内の日本人女性が13日夕、約半世紀を経て、初めての対面を同市で果たした。男性は「夢のよう」、女性は「胸がいつい」と握手を交わした。

ソウルに住む金重石(きんじゆうせき)さん(66)と、同市清水区の遠藤純(とんどうじゆん)さん(65)。金さんは韓国から東京を目指す「21世紀の朝鮮通信使 日韓友情ウォーク」(日本ウォーク協会など主催、朝日新聞社など後援)に参加。「文通相手に会いたい」と朝日新聞静岡版で呼びかけ、遠藤さんが「文通が中途半端に終わって気掛かりだった」と申し出た。清水区のJR清水駅前で会った2人。金さんは小学生の

孫の写真を見せ、遠藤さんも昨年11月に初孫が生まれたことを伝えた。15歳だった金さんが英語学習向けの英字新聞で文通相手を探り、それを中学2年の遠藤さんが見つけた。自宅は清水港の近く。海に向かって憧れ、英字紙を購読していた。月に2、3通のやりとりが約3年続き、金さんの大学進学の際に途絶えた。遠藤さんは高校卒業後、親の意向で地元にとどまった。木材会社で働き、家具の英文の図面を讀む時など頼りにされた。銀行マンとなり、役員まで務めた金さんは「手紙で活発な人だと伝わってきた。変わってないようよかった」と笑顔を見せた。2人が文通した1965年前後、日韓両国は国交正常化交渉で緊張関係にあった。金さんは「私は文通で日本にいい感情を持っていて。両国は心を開いて理解し合うことが大切では」と話す。ウォークの一行は20日に東京に着く予定。(国米あんだ)

人の半世紀後の初対面が清水入りの日に実現した。第4次の「いい話し」として語り継がれるだろう。友情ウォークの旅からこれからもどのようなドラマが生み出されていくか楽しみである。

日本を歩くのは4年ぶりでブランクを心配したが杞憂だった。縁地連加盟の自治体、団体のみなさんには大変お世話になった。宣相圭正使(韓国体育振興会会長)は日本の印象の一番に呉市・下蒲刈小児童たちとの交歓会を挙げている。映画「二十四の瞳」を想起させるような小さな学校での交流だったが、柴村隆博事務局長をはじめとする蘭島文化財団の尽力で実現したものである。鞆の浦では万葉の会の戸田和吉代表が懇切に案内してくれたし、各自治体の担当のみなさんには誠意をもって対応していただいた。心からお礼を申し上げます。

次回の開催、2015年は日韓国交正常化50周年。私たちのウォークも5回目の節目になります。



1日を歩き終え、歌いながら「明日もガンパロー!!」  
(韓国・忠清北道)m



ゴールして全員で喜びの記念写真(日比谷公園)

2014年11月8日(土)・9日(日)に川越でお待ちしています!  
「復活!唐人揃い—朝鮮通信使—多文化共生・国際交流パレード」  
～川越唐人揃いパレード実行委員会からのお誘い～

川越唐人揃いパレード実行委員会  
代表 江 藤 善 章

「初めて箱根の山を越える全国交流大会が埼玉・川越で！」

長い歴史を築いてきた「縁地連」活動、そして毎年一回開かれる「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流大会」が、第20回という節目の時にいよいよ箱根の山を越えて関東に来ることになりました。開催地は埼玉県川越市です。これまでの総会地とは異なり、通信使が通ってない場所で開かれるのは初めてのことだと思います。江戸時代の庶民にとって、朝鮮通信使行列を自分の目でみることは、夢のようなことでしたから、見に行くことができない地方の庶民にとっては羨望の的だったのでしょうか。通信使行列に由来する人形・祭りなどが全国各地にあり、遠く青森県まで存在すること自体が、そうした庶民の思いを語っています。通信使が通ったところ以外での全国交流大会が行われることは、意義のあることだと思います。

「川越に来る四つの楽しみを知ってください」

①再現行列ではない「唐人揃いパレード」のふか～い理由(わけ)

—「朝鮮通信使行列図大絵馬」等との出会い—

川越市立博物館収蔵庫の一室、様々な収蔵物品が並ぶその奥の壁際に、白布を掛けられた収納物がありました。収蔵庫独特の冷えた空気と匂いを感じながら、私たちはその前に並んでいました。学芸員が白布をとると、横181cm・縦258cmの大絵馬が現れ、思わず息を呑みました。四段に分かれた行列図の先頭には、赤色に白字の「清道旗」がなびき、通信使達や警護の武士たちの姿が表情豊かに描かれているのではないですか!絵はところどころ剥落があり傷んではいますが、しっかりと描かれたその朝鮮通信使の行列図には、当時の庶民の熱い眼差しが伝わるようでした。



朝鮮通信使行列図大絵馬

通信使が来てもない川越に、これほどのものがあり、直接自分の目で見た感動は、驚きというより衝撃でした。博物館には、さらに川越唐人揃いの様子を描いている「氷川祭礼絵巻」がありました。こうした歴史資料を目の当たりにして、朝鮮通信使を媒体にした善隣友好の庶民への広がりや深さを体感したわけです。その時私たちは、この川越で現在を視野にいった、新しい「唐人揃い」パレードを復活させる決意を固めたといっても過言ではないでしょう。川越では、こうした資料をぜひとも見ていただきたいものです。



蔵づくりの町並み

「唐人揃い」とは、江戸時代の川越氷川神社の祭礼で、練り物行列として行われていた朝鮮通信使の仮装行列のことです。江戸に店を出していた川越の大商人榎本弥左衛門が1655年の通信使行列を見た記録を書いている、その彼の居住した地域が18世紀前半には「唐人揃い」として通信使仮装行列を行っていた記録があり、大人気だったようです。

この仮装行列には、異文化を楽しむ精神がありました。異文化を楽しむ精神とはまさに「平和」を喜ぶ心のことです。つまり、現代流に言えば多文化共生ということになるでしょう。

私たちは、「唐人揃い」を現代に生かすにあたって、江戸時代の再現行列で終わることなく、多文化共生と善隣友好という国際友好を目指したパレードにすることにしました。単に国際友好パレードだけではなく、民族・国家・地域・障害の有無などの壁を越えたものにしました。その点で、他地域での活動と少し色合いが違うのかもしれませんが、それも楽しんでいただければと思います。また「小江戸」と言われる、江戸情緒の街並みを行列する唐人揃いパレードを楽しんでください。



## ②海のない埼玉と、海の向こうの朝鮮半島とのふる〜い関係

埼玉県には海がありません。しかし、埼玉県には古代から朝鮮半島との深い関係がありました。川越から車で30分ほどすると日高市があり、ここに「高麗(こま)神社」があります。ここは、668年に高句麗は滅亡しましたが、その王族であり日本に渡来していた「若光王」を祀った神社で、その直系である高麗家が、神主として現在60代まで続いています。続日本紀には716年に、東日本にいた渡来人1799人を集めて「高麗郡」を作ったとあります。現在の日本の中で、渡来系の痕跡は各地にあります。その直系が住み現在に至るのは、ここしかないでしょう。現在、2016年に建郡1300年記念に向かって活動しています。それだけではありません。この神社に参拝した明治以後の名士達の扁額を見ると、対馬宗家の名前もあり、日韓併合の中心人物など、作家画家などの文化人を含め、近代日本と朝鮮半島の歴史をそのまま見ることができる場所です。朝鮮通信使から見る歴史と同時に古代からの深い関係と友好の歴史をも見ることができるでしょう。ちなみに、池袋から川越に来る電車の駅には「志木」があり、そこは「新羅郡」あったところで、「しらぎ」の「ら」が抜けているわけです。



高麗駅にあるジャンスン  
(駅前にあるのは日本ではここだけ)

## ③個人カンパを基本にした超ピンボ〜実行委員会

川越唐人パレード実行委員会には、行政が一つも入っていません。縁地連にももちろん川越市は参加していません。川越唐人パレードは今年で第十回を迎えますが、行政からの資金援助は、昨年初めて「提案型協働事業」に申請して許可があり、20万円ありました。これが初めてで、今年の縁地連総会も含めて、行政の経済支援は今のところありません。この9年間ほぼ、100万少しの金額を、個人カンパで集めてパレードを実行してきました。徹底したコスト削減のために、業者に頼まず、いや、頼めず、実行委員会事務局(6人ほど)自らが交通規制標識を作ったり設置したり、必要機材なども友人知人に借りまくってやっています。これまで何度か、各地で行われた縁地連総会に参加して、潤沢な資金と人員に圧倒されています。唐人揃いのメインである通信使行列の衣装もボロボロですし、正確に見ればいい加減です。しかし、どこの地域のパレードに劣らないものを作り上げている自負があり



ます。この程度の予算で、こんなことができるのかと想像していただければ、通信使が来たことがなく、縁地連に自治体が入ってなくても、地域の歴史を掘り起こし、もし「通信使ゆかり」の何かが発見できたなら、その意思さえあれば、やれることがわかるはずです。

正直言ってこれはかなり、ピンポーチ実行委員会の強がりですが、でもこれだけは言えます。個人を基本にした自前の実行委員会のパレードだからこそ、ともすれば日韓・日朝関係の政治の波にもまれやすい、こうした活動も、影響受けずに乗り越えることができるということです。

全国の皆さん、是非とも、「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流大会」に来てください。お待ちしております。

### ○行事予定

- |          |    |                |       |
|----------|----|----------------|-------|
| 11月8日(土) | 午前 | 縁地連総会          |       |
|          | 午後 | 記念講演会と日韓芸能交流   | 夜 交流会 |
| 11月9日(日) | 午前 | 高麗神社関係フィールドワーク |       |
|          | 午後 | 唐人揃いパレード       |       |

## 「辛基秀基金」活動報告書

(辛基秀先生ご令嬢) 辛 理 華

朝鮮通信使の研究者であった私の父、辛基秀は、朝鮮通信使を「明の歴史」とするならば、明治以降の植民地時代を「暗の歴史」とし、「両方を見なくてはいけない」という考えを貫いていました。その意志を継ぎ、私は2010年秋にソウルに来て以来、辛基秀のライフワークを韓国で広めるべく活動しております。

その第一歩として、昨年8月15日、17日、父が1986年に制作した記録映画「解放の日まで」が韓国ではじめて上映されました。2年越しの映画上映計画が実現しましたが、日韓関係が日々悪化していくなか、資金不足や言葉の壁もあり、たった一本の映画でさえ、個人で上映交渉を行うことは決して容易なことではないことを、思い知らされる体験でした。

もうあきらめようかと思っていた矢先、東亜日報紙にインタビューを受け、6月6日付けで、私の韓国における活動が一面に取り上げられました。父の写真も大きく載りました。韓国の読者からの応援メールに大変励まされました。ずっと支えてくれた母や姉、そして、親身の助言をしてくださった崔洋一監督、推薦の辞を書いてくださった姜尚中教授には叱咤激励していただきました。

また、この映画は、「光復節（8月15日）に観る映画」として、8月15日の朝鮮日報に大きく取り上げられ、ソウルの韓国映像資料院で上映されました。驚いたことに、当日は入場制限をかけるほど多くの観客が訪れました。意外にも小学生を含む若い方たちもたくさん参加されました。熱心に耳を傾ける大勢の観客を前に、母、姜鶴子が舞台挨拶を行いました。上映後の討論会では、誰も席を立とうともしませんでした。80代男性が「なぜ余命幾ばくもない自分が、このような大切な映画を今頃になって観るようになったのか」と意見し、議論が白熱しました。もっと早く韓国で公開できなかったことが残念です。50代女性からは「韓国の大学でこの映画を教育資料として使ってはどうか」という意見もでました。パク・クネ大統領直属機関である文化隆盛委員会の金東虎委員長も来場し、「日韓が新しい方向を模索しているなか、辛基秀の仕事はその指針となるものである。」とコメントされました。

映画上映直後の8月19日付け東亜日報の論説コラムには「辛基秀の夢」という題目で、映画の感想、そして朝鮮通信使の夢へと、辛のライフワークがもう一度クローズアップされました。2013年は、「まだ戦争を記憶している人がいる間に一日も早く公開を」、という母の強い思いで、まずは「解放の日まで」を上映しました。2014年は、2015年の日韓国交正常化50周年記念を見据え、「江戸時代の朝鮮

通信使」を韓国で上映できるように現在交渉中です。韓国のテレビ放送の可能性も探っております。

ご支援いただいた活動費は、「解放の日まで」及び「江戸時代の朝鮮通信使」など父の仕事に関する資料翻訳代に10万円、通訳に5万円、資料作成費3万、通信費2万円に活用させていただきました。「江戸時代の朝鮮通信使」の台本が不明のため、台本起こしから韓国語版字幕制作に至るだけで、まだ約50万円かかります。計画は始まったばかりですが、これからファンドレージングを行っていく予定です。

このような時期であるからこそ、父の仕事に意味があると思っています。「朝鮮通信使」にみる日韓両国の善隣友好の歴史を忘れず、今年はさらにより知らせをお届けできるよう切磋琢磨してまいります。

8 © 2015.6.7 2013年 6月 6日 木曜日 第111号

Narrative Report: 父の履歴書 父の履歴書 父の履歴書



**父は「父の履歴書」を手に微笑する**

父は「父の履歴書」を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。

**父は「父の履歴書」を手に微笑する**

父は「父の履歴書」を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。

**父は「父の履歴書」を手に微笑する**

父は「父の履歴書」を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。

**父は「父の履歴書」を手に微笑する**

父は「父の履歴書」を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。



**父は「父の履歴書」を手に微笑する**

父は「父の履歴書」を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。

父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。父は、父の履歴書を手に微笑する。父の履歴書は、父の人生を綴った本である。

＜新聞記事の一部翻訳文＞  
 家族は4人だが、布団は十組を越えた。お父さんは、たびたび夜が寝い時間に知人達を家に連れてきた。お酒をもう一杯ひっかけた高であった。違う。新しく購入した「物（ブツ）」を見せようとしたと言った方が正確かもしれない。不可解顔のお客さん達は、お父さんが取り出して置いた物（ブツ）を見て、うなずいた。幼い娘は翌朝、お客さんが帰った後、お父さんの布団を蹴散らし、間を縫って出て、学校に行かなければならなかった。ある日、4歳年上のお母さんが深刻な顔で話した。「ママとパパの話聞いたんだけど、お家がなくなるかもしれないって。ホームレスになっちゃうかも。」

『家と換えた絵・・・教科書を変える』  
 お客さんが朝鮮坊をする時、父は書斎にいた。いつも午前3～4時には起きて、何か読んだり書きものをしたりしていた。大阪郊外にある家はとても大きかった。父は「物がある」という話を聞くと、どこにでも飛んでいた。「探していた物がある」という知らせを聞いた日には、銀行の支店長が家に来た。父は家を担保に預けた。支店長は快く金を貸した。  
 1年に幾度か起こる出来事だった。幸い家は人手に渡らなかつた。友人とともにする事業を通じて父は借金を返し、実家が裕福な母がお金を調達してくれることもあった。母は、ただの一度も父のそんな支出に対して不平を言わなかつた。一生後援者を自任した。貴重な資料が手に入った時は、二人は手を取り合せて子供のよう喜んだ。  
 京都出身の在日同胞二世である父、辛基秀先生（1931～2002）は、1970年代初期、古書市場で絵巻物を発見した。絵の中の日本人たちは、憧れの眼差しで朝鮮通信使一行を眺めていた。壬申役（文禄・慶長の役）という断絶を体験した後に、韓国と日本の間に200年を越えて続いた平和の時代に、父は注目した。朝鮮通信使の歴史が、韓国と在日韓国人に対する日本人の認識を変えるのに寄与することができるかと判断した。1975年、小学校の娘が日本人の友達からいじめを受けるという事実を知ってから、その考えは絶対的な信念に変わった。以降、父は朝鮮通信使と関連した図、屏風、文書などを探して日本全国を渡り歩いた。「江戸時代の朝鮮通信使（1979）」のような映画も制作した。この映画は、日本文部省指定映画になった。  
 父は地道に収集した資料を研究して本を書いた。韓国と日本のマスコミ、映画監督、教授などに会うと、自分がしている仕事について説明した。家につれて来た彼らが、仲良く朝鮮通信使の絵を見ながら感嘆する姿を見るのが父にとってこの上ない幸福だった。余分な布団はそのような日に必要だった。娘が中学校に通うとき、朝鮮通信使は日本の教科書に載った。校長先生は、「君のお父さんが教科書を変える契機をつくった」と話した。  
 父は幼い娘にこう話した。「君が体験する差別は君が間違っているからではない。戦争という辛い歴史のためだ。だから君は、君が誰なのかいつも考えなければならぬ。そして差別が消える時まで逃げずに向かい合わなければならない。生活のために帰化するのには仕方ないが、在日同胞が全部帰化すればその歴史も消えるということだ。」  
 その時は分からなかつた。なぜ父が平凡な人々と違う生活を送るのかを。なぜ古いうえに美しくもない物などを命のように大切にするのかを。

## 文化財団からのお知らせ

### ■2014朝鮮通信使祭り

- 日 付：2014年5月2日(金)～5月5日(月) (予定)
- 場 所：龍頭山公園、光復路一円、国立釜山国楽院など
- 構 成 (案)
  - ・ 朝鮮通信使広場 (朝鮮通信使縁地観光物産展、体験イベントなど)
  - ・ 学術シンポジウム、3使任命式及び海神祭 (5月2日(金))
  - ・ 朝鮮通信使の夕べ (交流公演など) (5月2日(金))
  - ・ 朝鮮通信使平和の行列 (5月3日(土))
  - ・ 日韓芸術団の交流公演 (5月4日(日)) ※細部事項の計画中



2013朝鮮通信使祭り 海神祭  
(龍頭山公園 2013.5.3)



2013朝鮮通信使祭り  
朝鮮通信使国際学術シンポジウム  
(釜山市役所12階 2013.5.3)

### ■釜山文化財団代表理事重任のお知らせ

- 2期代表理事の任期：2014年2月6日(木)
- 現南松祐代表理事の重任が決まり3期釜山文化財団を率いることとなる。



「対馬藩と朝鮮通信使～12万点の宗家文書が語る  
歴史の真実～展」の朝鮮通信使紙人形の展示  
(長崎歴史文化博物館 2013.10.26)



2013朝鮮通信使祭りー  
朝鮮通信使平和の行列  
(龍頭山公園～光復路 2013.5.4)

### ■釜山文化財団の新住所及び連絡先のお知らせ

- 釜山文化財団  
〒608-801 釜山広域市南区牛岩路84-1 (財)釜山文化財団  
TEL：051-744-7707(代表) FAX：051-744-7708
- 朝鮮通信使歴史館  
〒601-806 釜山広域市東区子城路99 朝鮮通信使歴史館  
TEL：051-631-0858(代表) FAX：051-631-0859



## 編 集 後 記

事務局長 対馬市観光物産推進本部

阿比留 正 臣

今年もこの縁地連だよりの編集が、最後の仕事になりました。昨年から理事の皆様をはじめ会員の皆様には昨年からの記憶遺産登録推進事業や、NPO法人化で多大なるご協力いただきました。誠にありがとうございました。来年度はもっと忙しくなりそうです。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年、編集後記として釜山文化財団の朝鮮通信使ジャーナルへ寄稿したコラムを掲載させていただきたいと思います。お許しください。



理事会の様子

### 「雨降って地固まる」

昨年、34年目にして対馬で朝鮮通信使行列の再現が行われなかった。いわゆる仏像盗難問題によるものだ。当然、盗まれた側の対馬の人間としては感情的にならざるを得ない。作られたのは朝鮮半島であることは間違いないが、約600年間も大事に守ってきた地域の宝だ。だれも盗んで来たものを礼拝したりはしない。仏教弾圧の時代に心ある韓国人の人が大切な仏像を救うために対馬の人に託したのだらうと思う。暖かい優しい心から生まれた行動なのだと思う。

対馬はこれまで教科書問題があろうが、竹島問題があろうが、慰安婦問題があろうが、ずっと朝鮮通信使行列を再現してきた。日韓友好の橋渡しは対馬の役目とばかりに続けてきた。お祭りのサブタイトルもアリラン祭とし、釜山文化財団、釜山市、影島区、蔚州郡など友好関係にある団体と手を組んで、どんどん大きなイベントへと育ってきた。仲間がいるからだ。友達がいるからだ。しかし仏像盗難問題が起きたとき、その仲間は手をすぐには差し伸ばしてくれなかった…。だれも早く対馬へ返すべきだと言ってくれなかった。もちろんその人達が悪いわけではない。自分の意図しないところで起きた事件だ。関係は全くない。しかし対馬の人達は悲しかった。くやしかった。淋しかった。涙を流した。日本で日韓交流事業を先頭に立って行っている対馬なのに…。これまでやってきたことは何だったんだろうかと…。

長崎新聞が昨年4月19日にコラムを書いてくれた。抜粋を紹介したい。

江戸時代、12回も来日し善隣友好の実を挙げた朝鮮通信使。その接遇役として活躍したのが対馬藩の学者「雨森芳洲」だ。温厚な人物だったが、一度、使節側の非礼に怒りを露わにしたことがある。使節一行を対馬藩主が招待したところ、慣例となっていた藩主への拝礼を拒否すると言い出して招待を断ったのだ。これに芳洲は「慣例を突然破るとは何事か」と怒った。芳洲は「怒気甚だしく大声を上げた」と使節の辛維翰が記している。日ごろ温厚であっても、筋の通らぬことには毅然として怒るという芳洲の姿勢は、使節側に強い印象を与えた。芳洲と維翰はよく衝突した。それでも、最後は固い友情で結ばれた。雨降って地固まる。率直に言い合うことが、本物の信頼につながるという好例だろう。「仏像はもともと韓国のもものだから返さない」との韓国側の主張は、窃盗という犯罪を容認する筋が通らぬもので、対馬市民が怒るのは当然だ。ことなかれ主義では真の友好は築けない。ときには相手の非常識に率直に怒りを示すことも必要だ。それで両国民の友情が崩れるなどと心配するには及ばない。それは朝鮮通信使の歴史が証明済みだ。

まさしく対馬の想いを代弁していただいたような想いであった。

少し時間が経って、韓国の友人たちは当然のように動いてくれた。イベントの折に挨拶で話してくれたり、新聞に投稿してくれたり、非公式ではあるが外交部や文化財庁に返還を促してくれた。手を差しのぼしてくれた。気持ちに通じたのだ。私達がやってきた交流は、やはり間違いなかったのだ。



広島朝鮮通信使フォーラム

仏像はまだ返還されていない。しかし、私達はこの友情に答えなければならない。今年は通信使行列再現を復活しなければならない。これまで以上のものにしなければならない。現在、「子ども通信使」を対馬で行えるように準備をしている。輿や衣装を作るため助成金申請もしている。一つ上のステージにステップアップしなければならないのだ。

一方、朝鮮通信使を世界記憶遺産に登録するために朝鮮通信使縁地連絡協議会と釜山文化財団が中心に、共同で推進活動を実施している。去る3月4日に2年後の2016年3月を目標に申請できるよう準備を共同歩調で取り組んで行こうという相互確

認を行った。2015年の日韓国交正常化50周年の核ともなる事業である。体制の整備とスケジュールなど実務的な協議を行った。しかし仏像盗難問題がここでも影響する。文化庁を訪問した際に、「ユネスコ登録をしようとしているのに、ユネスコ条約違反をしているとその障害になりますよ」と言われたのだ。ユネスコの「文化財不法輸出入等禁止条約」に抵触しているからである。様々な取り組みをする上で、この仏像問題は暗い影を落としている。早期返還を祈るばかりである。

その3月4日の協議終了後、縁地連の松原理事長と前代表理事の姜南周先生と食事会が催された。韓国のおいしい料理をいただきながら多岐にわたる会話が合った。会食が終わったのは9時頃である。それから釜山文化財団と合流を約束していた。若いスタッフが10人も待っていてくれた。昨年まではなかったことだ。今年の事業計画や朴チーム長お得意のキャンプの話に花が咲く。会議では話せない本音の部分も出てくる。楽しい飲み会は夜更けまで続いた…。

これは、私だけが思っているのかもしれないが、最近、対馬と友好団体である釜山文化財団や影島区とこれまで以上に結束が固くなった感じがしている。まるで芳洲と維翰のように…。



釜山文化財団と朝鮮通信使行列振興会の交流会での写真

## 朝鮮通信使縁地連絡協議会 会員名簿

	自治体	住 所
1	日 光 市	栃木県
2	静 岡 市	静岡県
3	大 垣 市	岐阜県
4	長 浜 市	滋賀県
5	近江八幡市	滋賀県
6	彦 根 市	滋賀県
7	京 都 市	京都府
8	兵 庫 区	兵庫県

	自治体	住 所
9	瀬戸内市	岡山県
10	福 山 市	広島県
11	呉 市	広島県
12	上 関 町	山口県
13	下 関 市	山口県
14	壱 岐 市	長崎県
15	対 馬 市	長崎県

	団 体	住 所
1	青丘人権文化の会	大阪府
2	(財) 高麗美術館	京都府
3	かみのせき郷土史学習にんじゃ隊	山口県
4	津市分部町唐人踊保存会	三重県
5	唐子踊保存会	岡山県
6	芳洲会	滋賀県
7	朝鮮通信使行列振興会	長崎県
8	対馬芳洲会	長崎県
9	「静岡に文化の風を」の会	静岡県
10	日朝協会愛知県連合会	愛知県
11	日朝協会神奈川県支部連合会	神奈川県
12	唐辛子の会	静岡県
13	東京対馬会	東京都
14	日朝協会東京都連合会	東京都
15	九州の中の朝鮮文化を考える会	福岡県
16	日韓交流・新宮チェビの会	福岡県
17	日本コリア協会・大阪	大阪府
18	兵庫津・朝鮮通信使を知る会	兵庫県
19	日本コリア協会・福岡	福岡県
20	呉史談会	広島県

朝鮮通信使縁地連絡協議会会員名簿

	団 体	住 所
21	対馬観光物産協会	長崎県
22	(財)蘭島文化振興財団	広島県
23	NPO法人辛基秀と朝鮮通信使を研究する青丘文化ホール	東京都
24	かみのせき史談会	山口県
25	在日本大韓国民団大阪府堺支部	大阪府
26	対州海運株式会社	長崎県
27	21世紀の朝鮮通信使友情ウォークの会	埼玉県
28	株式会社 コミュニティメディア	長崎県
29	在日本大韓国民団京都府地方本部	京都府
30	輦の浦朝鮮通信使研究会	広島県
31	倭館再建の会	東京都
32	ギンザ柳々舎	東京都
33	川越唐人揃いパレード実行委員会	埼玉県
34	社団法人 韓国体育振興會	韓国ソウル
35	釜山 素木會	韓国釜山
36	相島歴史の会	福岡県
37	NPO法人 NGOひろしま	広島県
38	NPO法人 日中韓から世界へ	埼玉県
39	朝鮮通信使地域史研究会	山口県

	個 人	住 所
1	堀 ちず子	広島県
2	高 木 陽 二	神奈川県
3	奥 村 隆 幸	岡山県
4	中 尾 清	兵庫県
5	大 賀 正 行	大阪府
6	原 田 令 嗣	静岡県

	個 人	住 所
7	渡 辺 泰 子	埼玉県
8	萩 原 昭 一	長崎県
9	轟 博 志	大分県
10	夫 学 柱	東京都
11	村 上 和 弘	愛媛県
12	神 谷 敏	愛知県

誠信交隣 21  
縁地連だより No.17

発行日 2014年(平成26年)3月25日

発行 朝鮮通信使縁地連絡協議会

〒817-0022

長崎県対馬市厳原町国分1441番地

TEL 0920-53-6111

FAX 0920-52-1585

HPアドレス <http://www.enchiren.net/>

印刷 (資)厳原印刷所



2013年11月 瀬戸内市 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会